

GOODYカード保証委託約款

第1章 一般条項

第1条(委託の範囲)

- 私がGOODYカードDCまたはJCB(以下「GOODY」といいます。)の申込みを行うにあたり、株式会社あしぎんカード(以下「保証会社」といいます。)に委託する保証の範囲は、「GOODY DCカード会員規約」または「GOODY JCBカード会員規約」および規約に付する特約、規定等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、私が株式会社足利銀行(以下「銀行」といいます。)に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし、年会費が対象とならないものとします。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されます。
- 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行がGOODYカードを発行したときに成立するものとします。
- 第1項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

第2条(原債務の弁済)

私は、保証会社が保証により会員規約等に基づいて銀行に負担する債務(以下「原債務」といいます。)については、本契約のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元金を弁済します。

第3条(代位弁済)

- 私が会員規約等に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私に対して通知、催告なくして、保証債務を履行しても異議ありません。
- 私は保証会社が求償権を行使する場合には、本約款の各条項のほか、会員規約等の各条項を適用されても異議ありません。

第4条(求償権)

- 私は、保証会社が私に対する以下各号に定める求償権について弁済の責に任じます。
 - 第3条による保証会社の弁済額
 - 保証会社が弁済した翌日から完済日までの、年利14.5%の割合(年365日の日割計算とします。)による遅延損害金
ただし、GOODYカードJCBにおける第1号の金員のうちショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払いおよび分割払元金(会員規約に基づき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいう。)に係る弁済額に対する遅延損害金については、分割払元金に対し法定利率(年365日の日割計算)を乗じた額を超えない金額とする。
 - 保証会社が債権保全あるいは実行のために費用(訴訟費用および弁護士費用を含みます。)の総額

第5条(求償権の事前行使)

- 私が以下各号のいずれかに該当した場合、第3条による代位弁済前といえども求償権を行使されたいとも異議ありません。
 - 弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき
 - 仮差押、差押もしくは競売の申立または破産手続開始、民事再生手続開始等の申立てがあったとき
 - 相続公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - 支払いを停止したとき
 - 手形交換所の取引停止処分があったとき
 - 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - 私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき
 - 私が会員の相続の開始を知ったとき
 - 会員規約等および本契約に違反したとき
 - 前各号のほかにもその他債権保全のため必要と認められたとき
- 保証会社が、前項により求償権を行使する場合には、民法461条による抗弁権を主張しません。借入金債務または債還債務について担保がある場合にも同様とします。

第6条(業務委託)

私は、銀行または保証会社が本契約に定める事務等を三菱UFJニコス株式会社または株式会社ジェシービーに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

第7条(中止・解約・終了)

- 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができるものとします。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代るものとします。
- 私が、暴力団関係企業、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構成員のうちまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当した場合、または次のいずれかに該当した場合には、保証会社はこの保証を解約できるものとします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与していると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私が、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つにでも該当する行為を行った場合には、保証会社はこの保証を解約することができるものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 前各号により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかせません。
- 私と銀行との間のGOODY取引契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証会社が保証委託契約書私宛に返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。

第8条(通知義務)

- 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
- 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。
- 第1項の届出がないために、保証会社が私に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常対応すべきときに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第9条(成年後見人等の届出)

- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ、任意後見契約の効力が発生した場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
- 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項と同様に届けるものとします。
- 私またはその代理人は、前項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
- 前項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。

第10条(債権譲渡)

保証会社は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(信託を含みます。)することおよび保証会社が譲渡した債権を再び譲り受けることができるものとします。この場合、私に対する通知は省略できるものとします。

第11条(担保・保証人)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ、一切異議を述べないものとします。

第12条(弁済の充当順序)

私の弁済額が、本契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当できるものとします。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第13条(費用の負担)

次の各号に掲げる保証会社における費用の負担は、私が負担するものとします。

- 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
- 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用

- 私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用(訴訟費用および弁護士費用を含みます。)
- 私が自己の権利を保全するために保証会社に協力を依頼した場合に要した費用
- この契約書ならびにその付帯書類(特約書、変更契約書等)にかかる印紙代

第14条(公正証書の作成)

私および保証人は、保証会社の請求があれば直ちにこの契約による一切の債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。そのために要した費用は、私および保証人が連帯して負担します。

第15条(合意管轄裁判所)

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第2章 個人情報の取扱い条項

第16条(個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意)

- 私は、本約款に基づく保証委託契約(契約の申込みを含みます。以下同じ。)を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
 - 保証委託契約申込時や契約成立後に私が届出た、私の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。)
 - 保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項
 - 本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
 - 本約款に関する私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - 私が提出した、確定申告書(写)等、所得を証明する書類の記載事項
 - 私または公的機関等から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認に際し申告を受けた事項および本人確認書類の記載事項
 - 官報に記載された情報等、公開されている情報
- 私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報、保護措置を講じた上で銀行に提供し、銀行が「GOODYカード会員規約」に基づくクレジットカード取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。
- 保証会社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟個人情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携個人情報機関」といいます。)に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- 私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟個人情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
- 加盟個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異議ありません。
- 加盟個人情報機関が提携する提携個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。
- 加盟個人情報情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異議ありません。
- 私は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づき保証委託契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。
- 私は、保証会社および加盟個人情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。万一個人情報内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。
 - 保証会社が開示を求めるときは、本約款末尾に記載の保証会社のお客さま相談室に連絡するものとします。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細を知ることができます。
 - 個人情報情報機関に開示を求めるときは、本約款末尾に記載の個人情報情報機関に連絡するものとします。
- 私は、保証委託契約申込書の必要な記載事項を希望しない場合および本条各項目の内容の一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。
- 私の個人情報に関する問い合わせや開示、訂正・削除の申し出、またはご意見の申し出等は、本約款末尾に記載している保証会社のお客さま相談室まで連絡するものとします。
- 本約款に基づく保証委託契約が不成立であっても、本申込みをした事実は、第1項第4項、および本約款末尾の表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることないことに異議ありません。

第3章 付則

第17条(準拠法)

本約款に基づく保証委託契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第18条(規定の変更)

- 保証会社は、この規定の各条項その他の条件を、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があることと認められる場合には、銀行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2020年3月31日時点

※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)

【保証会社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス】

株式会社シー・アイ・シー(CIC) 割賦販売法に基づく指定個人情報機関
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
☎0120-810-414
https://www.cic.co.jp/

【保証会社が加盟する個人情報情報機関に登録される情報とその期間】

	登録情報	登録期間
		株式会社シー・アイ・シー(CIC)
①	本契約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヵ月間
②	本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③	本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

※個人情報情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、ホームページをご覧ください。

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法に基づく指定個人情報機関です。

【個人情報の問い合わせや開示・訂正・削除の窓口】

株式会社あしぎんカード お客さま相談室
〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田1-7-5
TEL 028-648-1021